

社会福祉法人華翔会
特別養護老人ホーム茶畑ヒルズ

介護予防短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人華翔会が開設する特別養護老人ホーム茶畑ヒルズ（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「要支援者」という。）に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム茶畑ヒルズ
- (2) 所在地 静岡県裾野市茶畑1428番地の1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名以上（非常勤）
医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、サービスの調整のほか、他の機関との連携において必要な役割を果たす。

- (4) 看護職員・介護職員 7名以上
看護職員・介護職員は、サービスの提供に当たり利用者の心身の状況等を適確に把握し、利用者に対し適切なサービスを行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。
- (6) 管理栄養士 1名
管理栄養士は、必要な栄養管理を行う。
- (7) その他職員 実情に応じた必要数

(利用定員)

第5条 利用定員は20名とする。なお、併設の介護老人福祉施設における空床利用も行う。

- 2 災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

(ユニットの数及びユニットごとの利用定員)

第6条 ユニットの数は2ユニットとし、ユニットごとの利用定員は10名とする。

(介護予防短期入所生活介護の内容)

第7条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練）
- (3) 介護サービス
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 給食サービス
- (7) 入浴サービス
- (8) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割の額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
 - (1) 次条に規定する通常送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用として、実施地域を越えた地点から1キロメートル単位ごとに50円。
 - (2) 滞在に要する費用として、別紙に定める額。
 - (3) 食事の提供に要する費用として、別紙に定める額。

- (4) 理美容代として、別紙に定める額。
 - (5) 指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの。
 - (イ) 利用者の希望により、身の回りの品として日常生活に必要なもの(歯ブラシやシャンプー等)を提供する場合の費用として、別紙に定める額。
 - (ロ) 利用者の希望により、教養娯楽として日常生活に必要なもの(クラブ活動の材料費等)を提供する場合の費用として、別紙に定める額。
 - (6) その他サービスの提供とは関係のない費用については、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。
- 4 事業者は、本条2項で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定に当たっては、介護保険制度の改正内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定するものとし、利用者又は身元保証人に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、裾野市、御殿場市、長泉町、沼津市(大岡・岡宮・岡一色)、三島市東海道新幹線以北までとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 事業所・設備等を破損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出ること。
- (2) 許可を受けないで、物品等の展示、販売、はり紙等の行為をしないこと。
- (3) 許可を受けないで火気等を使用しないこと。
- (4) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (5) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 機能訓練器具等を許可なく使用しないこと。
- (7) 事業所内は禁煙のため厳守すること。
- (8) 飲酒は原則として禁止とする。
- (9) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、介護予防短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、

その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(身体拘束の制限)

第12条 従業者は、介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成するとともに、当該消防計画等に基づく次の業務を実施する。

- (1) 年2回の消防訓練及び避難、救出、通報訓練
- (2) 消防署との直通回線、火災報知機、非常用滑り台、非常用階段、消火器、屋内消火栓等の点検及び整備
- (3) 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

2 事業所は、地域防災活動への積極的な参加並びに警察署・消防署と定期的な情報交換を持つこととする。また近隣との協力関係を結ぶこととする。

(個人情報保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、担当者を定めるものとする。

(事故防止のための措置に関する事項)

第16条 施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、安全対策部門を設置するとともに、担当者を定めるものとする。

(ハラスメント防止のための措置に関する事項)

第17条 施設は、ハラスメントの発生またはその再発を予防するため、指針の整備を行うとともに、研修を実施その他必要な配慮を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人華翔会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年1月5日から施行する。

附則 この規程は、令和4年1月1日から施行する。